

	Q	A
1	施策Aの対象条件にて、税ぬきとあるが、宿泊税・入湯税も含めてのものか。	宿泊税・入湯税抜きの金額となります。
2	施策Bは居住地の制限はあるか。	制限はありません
3	施策Bについて、販売価格が7/1~だが、長崎市からの告知は予定しているか。	市の公式SNSを活用した周知を行う予定です。 (参考) 施策BはSNS等での広告機能を活用して告知を行う予定です。
4	配分予算はいくらか。	施策A:5,400万円(10,000円(宿泊料最大7,000円+クーポン3,000円)×5,400泊) 各ホテル様ごとの配分は参画ホテル決定後事務局において割り振りを行います。 施策B:3,000円×10,000人=30,000,000円を想定しております。
5	施策Aの中には宿泊補助とPayPayクーポンも対象になるか。	利用者視点では①+②の両方のメリットがあります。 ①2泊以上すれば、宿泊料金が安くなったホテルに泊まることができる(最大7,000円) ②長崎市内(コンビニ除く)で使用できるpaypayクーポン3,000円分を宿泊ホテルで受け取ることができる
6	施策Aについて、朝食付きプランでの販売は可能か。可能な場合、朝食パッケージ第も含めた合計金額に対しての税抜き金額という認識でよいか。	ご認識のとおりです。朝食パッケージ代を含めた合計金額(税抜)を宿泊料金としてください。
7	施策Aについて、3泊以上の場合でも2泊分の25%となるか。その場合も全日程が1人1泊6000円以上の必要があるか。	本事業は、スポーツツーリズムを通じて、県外からの来訪者へ「もう1泊」を促進することを目的とした施策となります。 宿泊施設様におかれましては、2泊分を対象とした商品の造成・販売をお願いいたします。 3泊以上の予約や販売方法につきましては、施設様ごとに販売形態が異なるため、事務局へご相談ください。
8	施策AとBの併用は可能か。	宿泊施設様は両方のキャンペーンに参加いただくことは可能ですが、宿泊者は併用はできません。宿泊者はいずれかのキャンペーンを選んでいただく必要があります。
9	無人のホテルは参加可能か。	施策A:旅館業法の許可を受けた施設であれば、無人チェックイン施設であっても参加を制限するものではありません。ただし、チェックイン時に必要となる、 ・県外在住確認(施策Aのみ) ・観戦チケット確認(施策Aのみ) ・申請書への署名取得 ・PayPayクーポン用紙配布、利用案内など、本事業で必要となる確認・対応が適切に実施できる運用体制が必要となります。 施策B:チェックイン時に対象者にクーポンを配布する必要があります。部屋においておくなどの対応がで
10	OTAサイトへの掲載は可能か。	施策A:可能です。専用キーワードを付けてください。 施策B:可能です。ただし本市が指定するワードをプラン名に追記いただくことが必須となります。
11	施策Aの暴力団排除に関する誓約書(宣誓書)の様式は?	ホームページの「説明会資料」に掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。